〃	第四十二回	十五億円	百二円八十銭
〃	第四十四回	十三億円	百三円二十六銭
〃	第四十六回	十億円	百三円七十五銭
〃	第四十七回	十億円	百三円二十五銭
合計		千三百四億円	

○財務省告示第五十六号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年一月二十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十回	百億円	百七円六十五銭
〃	〃	六十九億円	百七円七十銭
〃	第十二回	六十九億円	百八円五十五銭
〃	第十四回	十四億円	百九円二十銭
〃	第十五回	五十億円	百十円二十銭
合計		三百二億円	

○財務省告示第五十七号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年二月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十一億円	百円八十銭
〃	第九回	三十億円	百円八十五銭
〃	第十三回	十八億円	九十九円七十九銭
〃	第十五回	二十一億円	九十九円九十五銭
〃	〃	五億円	九十九円九十六銭
〃	第十七回	一億円	九十九円四十銭
〃	第十八回	一億円	九十九円七十一銭
〃	第二十回	二十四億円	百一円一銭

〃	第二十一回	三十億円	百一円四十二銭
〃	〃	百三十億円	百一円四十五銭
〃	第二十二回	百億円	百二円二十九銭
〃	〃	七十一億円	百二円三十銭
〃	第二十三回	三十六億円	百二円一銭
〃	第二十四回	百二十億円	百二円三十三銭
〃	第二十五回	十九億円	百一円二十六銭
〃	〃	二十二億円	百一円二十九銭
〃	〃	五十億円	百一円三十銭
〃	第二十六回	三十四億円	百円七十八銭
〃	〃	五億円	百円七十九銭
〃	第二十七回	百億円	百円三十八銭
〃	〃	百億円	百円三十九銭
〃	〃	九十億円	百円四十銭
〃	〃	二十一億円	百円四十一銭
〃	第二十八回	八十五億円	九十九円四十五銭
〃	〃	二十一億円	九十九円四十六銭
〃	第三十七回	十五億円	百円三十九銭
〃	第三十八回	八億円	百一円五十五銭
〃	第三十九回	二十億円	百三円三十四銭
〃	〃	一億円	百三円三十五銭
〃	第四十一回	九十億円	百三円四十銭
〃	第四十三回	一億円	百二円八十二銭
〃	第四十六回	二億円	百三円七十五銭
合計		千三百二億円	

○農林水産省告示第四百九十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十五年一月十六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年二月二十二日

農林水産大臣　林　芳正